

調剤薬局における薬剤服用歴管理指導の徹底について

～京都行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

総務省京都行政評価事務所(根上純一所長)は、当事務所に寄せられた行政相談を端緒に、調剤薬局による薬剤服用歴管理指導の実態を調剤薬局利用者にアンケート調査するとともに、民間有識者で構成する「京都行政苦情救済推進会議」(市田ひろみ座長)での意見聴取を踏まえて、平成 28 年 3 月 1 日、近畿厚生局京都事務所に対し、調剤薬局への必要な指導等の検討を求めるあっせんをしました。

【行政相談の要旨】

定期的に関薬を受け取りに調剤薬局を利用しているが、請求書の明細を見ると薬剤服用歴管理指導料が計上されている。薬の内容や飲み方などは分かっており、薬剤師もお薬手帳を渡しながら体調を質問する程度で、薬に関してほとんど説明することもなく手渡している。それなのに薬剤服用歴管理指導料を請求するのはおかしいのではないか。

■制度の概要

○薬剤服用歴管理指導料は次に掲げる指導等の全てを行った場合に算定することができる

(診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成 26 年 3 月 5 日厚生労働省告示))

- イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書又はこれに準ずるもの(以下「薬剤情報提供文書」という。)により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと
- ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと
- ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること(手帳を交付しない場合やシールのみを交付した場合は減点)
- ニ 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと
- ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。)を患者に提供すること

○薬学管理等は、患者のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない

また、患者のプライバシーに配慮しながら薬局の業務を行えるよう、構造、設備に工夫することが望ましい

(厚生労働省の健康保険法関係「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 3 号))

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)関係「薬局業務運営ガイドライン」(平成 5 年 4 月 30 日付薬発第 408 号))

■当事務所の調査結果

行政相談委員(注)の協力を得て、アンケート方式で保険薬局を利用した際の薬剤師による確認・指導状況等を調査した。その結果、調剤を受けたほとんどの場合で薬剤服用歴管理指導料が算定されているが、実施されたとしている確認・指導項目は区々となっており、算定上求められている全ての項目が実施されたとしているものはわずかであった。

また、薬剤服用歴管理指導時のプライバシーへの配慮状況を確認したところ、利用者の大半が、プライバシーの確保に不安を有しているとし、中には待合室の客に話の内容が筒抜けとなることから、薬剤師から薬や薬の服用についての説明を受けにくいとする意見も聞かれた。

(注)行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間有識者の中から総務大臣が委嘱するもので、皆さまの身近な相談相手として、相談を受け、助言や関係行政機関への通知などを行う無報酬のボランティアです。京都府内の全ての市(区)町村に計84名配置されています。

保険薬局を利用した際の薬剤師による確認・指導状況等のアンケート結果

区分	(イ)薬剤情報提供文書の提供・説明	(ロ)薬剤服用歴の記載・指導	(ハ)お薬手帳の記載	(ニ)残薬の確認	(ホ)後発医薬品に関する情報提供	プライバシーへの配慮
実施	42 (95%)	20 (45%)	26 (59%)	7 (16%)	22 (50%)	8 (21%)
未実施	2 (5%)	21 (48%)	18 (41%)	37 (84%)	21 (48%)	30 (79%)
不明	0	3	0	0	1	0
計	44	44	44	44	44	38

(注)本アンケートは、当事務所が薬剤師から薬剤服用歴管理指導を受けたと感じたかどうかを行政相談委員に薬局利用者の視点から調査したものであり、薬剤師が必要な指導を行ったかどうかを実際に確認したものではない。

【近畿厚生局京都事務所に対するあっせん】

近畿厚生局京都事務所は、保険薬局・保険薬剤師に対し、集団指導、個別指導等の機会を利用して、患者に対する薬の服用方法等の確認・指導の実施状況を確認の上、適正な薬剤服用歴管理指導料の算定等について指導する必要がある。

また、薬剤服用歴管理指導に際しては、患者等のプライバシーへの配慮が重要となることから、自らの取組の必要性を十分認識するよう、保険薬局に対し、改めて周知徹底を図るとともに、必要に応じて医薬品医療機器等法に基づき薬局に係る事務を行う地方公共団体と連携し、保険薬局におけるプライバシー保護の向上を図る必要がある。

【地方公共団体に対する参考連絡】

薬局における患者等のプライバシー保護を徹底するためには、健康保険法に基づく適切な薬剤管理等とともに、薬局の構造・設備の工夫も有効であると考えられるため、医薬品医療機器等法を所管する地方公共団体に対し、当該通知内容を参考として連絡しました。

【本件連絡先】

京都行政評価事務所行政相談課(松浦)
TEL:075-802-1188 FAX:075-802-1180

☆京都行政苦情救済推進会議とは

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置。

京都行政評価事務所では、平成9年3月に発足。

メンバー:市 田 ひろみ (座長 服飾研究家、女優)

岩 城 由 子 (元京都府男女総合センター館長)

寺 田 武 彦 (元京都弁護士会会長)

寺 井 友 秀 (日本放送協会京都放送局長)

麻 田 勝 司 (京都行政相談委員協議会会長)

山 本 次 枝 (前京都行政相談委員協議会会長)

(敬称略、平成 28 年2月現在)